

諮問第 1 2 1 1 号

平成 2 2 年 1 月 1 9 日

情報通信審議会

会長 大歳 卓麻 殿

総務大臣 原口 一博

諮 問 書

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しについて、下記の理由により諮問する。

記

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成 1 9 年総務省告示第 2 6 2 号。以下「ガイドライン」という。）は、電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 8 条等の規定に基づく協議の認可・裁定の運用基準として機能するものである。

今般、ガイドラインについて、関係事業者の要望等の実態調査を踏まえた見直しを行い、改正案（原案）を作成したところである。

ガイドラインに係る今般の見直しについては、ガイドラインの対象設備に、携帯電話の基地局を設置する鉄塔等を追加する等の重要な改正を行うものであり、情報通信政策の重要事項であると認められる。

よって、ガイドラインの見直しについて、情報通信審議会議事規則（平成 1 3 年情報通信審議会決定第 1 号）別記二を踏まえ、諮問する。